

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 21 日現在

機関番号：34416
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530504
 研究課題名（和文）
 剰余金の会計と法理の研究
 研究課題名（英文）
 Research on Surplus in the field Accounting and Law
 研究代表者
 柴 健次（ SHIBA KENJI ）
 関西大学・会計研究科・教授
 研究者番号：40154231

研究成果の概要（和文）：

我々は、資本・剰余金法制の大きな転換点である昭和 25 年の商法改正を中心として、考察を行った。昭和 25 年改正以後の会社法において、株主の払込金額は原則として資本金とするべきであるとするが、それ以前は株主の払込金額のすべてを資本とする必要はないという考え方であった。その背景に会計学上の研究の影響が色濃く感じられる。それゆえ、昭和 24 年の企業会計原則の制定と昭和 25 年の商法改正が、資本・剰余金概念の起点であると言える。なお、その後、変化のなかった資本・剰余金概念が会社法の制定と国際会計基準において変化しはじめている。

研究成果の概要（英文）：

We considered focusing on the revision to the Commercial Code in 1950 which is a big turning point of capital surplus legislation. Although a stockholder's amount paid should consider it as the capital in principle in the company law after revision in 1950, it was the view that it was not necessary to make all a stockholder's amounts paid into capital, before the revision. The 1950 revision to the Commercial Code is a big turning point and we feel the influence of the research on accountancy for the background. So, about the establishment of the accounting principles for business enterprise in 1949 and the revision to the Commercial Code in 1950, we can say that they were a starting point of a capital and surplus concept. In addition, the capital and surplus concept of having been changeless is beginning to change in establishment of company law and international accounting standards after that.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2012 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：会計学、法律

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：資本金、剰余金、資本剰余金、利益剰余金、配当規制

1. 研究開始当初の背景

平成 17 年に商法が改正され会社法が制定された。その中で、会社の計算における「剰余金」の規制に関して大きな変更が加えられた。会計学においては、従来から「利益」という概念を用いており、会社はその活動の結果得た「利益」から株主に配当すべきことは当然のことであった。しかし、会社法の制定により、従来でいう「利益」の概念を超えて配当することが可能になったのである。そこで、会計学および会社法学の双方から、「剰余金」、「利益」および「資本」という概念をもう一度明らかにする必要があるがあった。

会社法上は、剰余金規制、正確には分配可能な剰余金の限りで株主に対する配当等を認める規制は、資本制度と相俟って、会社債権者との関係において社外に流出する会社財産の限度を画するものであって、これにより会社財産を確保し会社債権者を保護する機能を果たす。つまり、株主有限責任の代償として、株主に対する出資の払戻しの禁止を含めた分配可能剰余金規制および資本制度が存在する。しかし、現在において分配可能剰余金規制および資本制度に会社債権者保護の機能があるのか、機能があるとしてもその機能の割に当該規制および制度存在のコストが大きいのではないか、会社債権者は自らを守るために本当に当該規制および制度を欲しているのか、など分配可能剰余金規制および資本制度に関しては大きな疑問がある。

一方、会計のサイドでは、日本および諸外国の概念書を含めた過去の会計基準において、純資産のストックを拠出資本と留保利益（特に資本剰余金と利益剰余金）へ明確に分けるという観点は一貫して受け継が

れていた。しかし、昨今の会計を取り巻く社会制度の変化および会計基準の考え方自体の変化により、純資産（ストック）の分類と、純資産の変動（フロー）を資本取引と損益取引（利益）に切り分ける「資本と利益の区分」との関係が直線的でなくなってきたことから、改めて過去のフローの集計値にすぎない純資産において、フローの次元における資本と利益の区分だけではなく、ストックの次元で拠出資本と留保利益の区分を問い直す事が必要となった。

2. 研究の目的

本研究の最も大きな特色および独創的な点は、「剰余金」および「資本金・準備金」について、会計学および会社法の両面から研究を行うことである。これまでは、「剰余金」および「資本金・準備金」については、それぞれ独立して会計学の領域・会社法学の領域において研究は続けてこられた。しかし、会計学と会社法学は独立した研究領域であるということから、その研究成果は他方の研究領域において検討されることはほとんどなかった。そこで、本研究は「剰余金」および「資本金・準備金」につき、会計学と会社法学の接点および交錯について研究するものである。

具体的な目的としては、会社債権者保護に対する剰余金配当規制および資本制度の有効性について、1. より厳格な債権者保護制度を維持するドイツ法との比較的検討、2. 剰余金配当規制および資本制度の歴史的検討、3. 現行会社法における剰余金配当規制と資本制度の機能に対する批判的検討、というアプローチから検討を行うことによって、剰余金配当規制と資本制度が会社債権者にとってどれだけの利益をもたら

しているのかを明らかにした上で、現実
に会社債権者保護となる政策および解釈と
はいかなるものかを解明する。

また、会計基準が会社法などの周辺規制
や、新たな金融商品の出現と取引実務等
の変化に影響を受けているとの認識のもと、
その一つの現象として、日本における平成
13年（2001年）6月の商法改正が企業
の配当行動にどのような影響を与えたかを
検証する。次に、国際的な会計基準を含め、
主としてストックの次元で、拠出資本と留
保利益の区分に関連する会計上の問題点を
分類し、その考え方を浮き彫りにする。

3. 研究の方法

会社法学上の研究については以下
のように行った。剰余金配当規制と資本制度の
根本的な狙いは、出資の払戻しを禁ずること
にある。それではなぜ出資の払戻しを禁ず
ることは債権者保護に資するのか、またな
ぜ出資の払戻しをしてはならないのか、こ
れについて最も参考になるのがドイツ株式
法57条の「出資の払戻し禁止規定」であ
る。この規定については、現在ドイツにお
いても批判はあるが、現行法として存在し
ている。その存在意義およびその批判を探
ることによって、剰余金配当規制および資
本制度の究極的な狙いである出資の払戻し
の禁止の真の目的と実効性、問題点を明ら
かにすることができる（ドイツ比較法）。

剰余金配当規制と資本制度は明治23年
の原始商法以来、基本的にその考え方は変
わっていない。しかし、たとえば、昭和2
3年商法改正以前においては、額面株式の
払込剰余金（額面超過額）はプレミアムと
して株主に対する「利益」配当を行うこと
が許容されていたが、これは結局のところ
出資の払戻しにつながる。たとえば、この

ような法制化において債権者保護はどのよ
うに考えられていたのかを探ることは、現
行法における資本制度の果たす機能を検討
する上で重要であり、ここに剰余金配当規
制および資本制度の歴史的検討を行う意義
がある（歴史的検討）。

これに対して会計学上の研究は以下のよ
うに行った。研究期間前半において、剰余
金概念の誕生が、会社法が先か、会計が先
か明確にならず、その最初の文献も見つ
けられなかった。しかしながら、会計学上は
企業会計原則が剰余金概念を導入した時が
始まりであるとの記述に多く出くわした
ので、企業会計原則公表の前の会計の論
文を網羅的に知らべ、どのあたりが概念
の誕生か、また会社法との交渉関係はど
うなっているかを中心に調べることにし
た。

また、現時点における、会計実務上の
特徴については、全上場企業の有価証券
報告書を対象に、2006年5月1日以降
2011年3月末までに終了する会計年度
（5カ年）における、連結株主資本等
変動計算書等において、資本剰余金を
原資とする配当が行われたケースを調
査・分類した。また、現在の米国会計
基準、国際財務報告基準、日本基準に
ついて、基準書を精査し、ストックの
次元での拠出資本と留保利益の区分に
ついての問題点を分類した。

4. 研究成果

会社法上の検討から得た知見を先に
説明する。「資本制度および剰余金の
配当規制に関する一考察—ドイツ法に
おける最低資本金および出資の払戻し
規制を参考として—」（現代社会と
会計・第6号）において、ドイツ株式
法57条の「出資の払戻し禁止規定」
を中心に考察した結果、ドイツにお
ける出資の払戻し禁止は、絶対的な
債権者保

護の機能を有するかという点において、多くの批判があるところであるが、しかし、株主との関係での相対的な債権者保護の機能は十分に果たしているといえる。すなわち、株主に対する財産の払戻しの結果、債権者に対する不履行というものはあつてはならず、言い換えると、自己資本に対して他人資本は優先されなければならないという意味での債権者保護機能は有しているといえる。わが国の会社法においても、剰余金の配当規制として、資本金および準備金を原資とする配当は当然認められておらず（会社 446、461）、また、資本金および準備金の額を減少する場合には、厳格な債権者保護の手続きが用意されている（会社 449）。しかし、欠損を填補するための準備金の減少には債権者保護手続きを不要とする規定（会社 449 I 但書）は、上記の債権者と株主の優先順位を逆転させる危うさがある。さらに、相対的な債権者保護機能を見捨て、絶対的な債権者保護の機能に対する批判のみから、資本制度および剰余金の配当規制を直ちに廃止ないし緩和すべしとの考えには疑問がある。

「資本制度の歴史的考察—昭和 25 年商法改正を中心として—」（現代社会と会計・第 7 号）において、現在の資本・剰余金法制を明らかにするために、資本・剰余金法制の展開、特に、資本・剰余金法制の大きな転換点である昭和 25 年の商法改正を中心として、考察を行った。現行会社法において、株主の払込金額は原則として資本金とすべきであるとするが、歴史的に見れば、昭和 25 年商法改正前までは、株主の払込金額のすべて（額面金額＋額面超過額）を資本とする必要はないという考え方があり、さらには、額面超過額で構成される法定準備金の積立額を超える部分は配当すること

すら許されていた。そして、このような資本法制の変化は、資本法制に理論上の大きな変更があつたわけではなく、会社法上は政策的なものであつたといえる。このことは、会社法における資本・剰余金法制をより柔軟に考えることを可能にし、たとえば、株主の払込金額の一部を「その他資本剰余金」とすることも不可能ではないことを示唆する。

上記考察の結果、資本・剰余金法制は、これに代わる優れた制度があればもちろんそれによるべきであるが、現行法上、一定の債権者保護としての役割は有していると考えられるので、無用論に対しては慎重であるべきである。しかし、現行法のこの制度は決して硬直的なものではなく、より柔軟な政策を採りうるものであるといえる。

次に会計上の検討から得た知見を説明する。わが国における剰余金会計は昭和 24 年公表の企業会計原則が資本取引と損益取引の区分及び資本剰余金と利益剰余金の区分を求めたことに始まる。この要請を称して剰余金区分の原則という。この影響を受けて昭和 25 年の商法改正にあたり資本準備金が新設された。しかし、従来から利益準備金制度が存在していた。それゆえ、会計における資本剰余金、商法における資本準備金は昭和 24 年・25 年にそろってスタートしたと一応言える。

もちろん、昭和 24 年・25 年になって初めて資本取引が誕生したわけではないので、わが国にもこれ以前に資本金の実務があつたし、企業会計原則は剰余金区分の原則を打ち立てる前に米国で先行する事例が存在した。わが国会計慣行については、企業会計原則自身も述べ、多くの論者も述べているように、その未熟度やそれゆえの不適切な慣行が見て取れる。一方、米国の会計

慣行についてはその時代の経済状況の他、株式会社制度における異なる制度を無視できない。

それにも関わらず、それまで剰余金という概念、とりわけ資本剰余金という概念になじみのなかったわが国に企業会計原則が与えた影響は大きく、まずは剰余金なるものの学習が先行したのであった。

それ以降、会社法の制定まで、わが国会計制度に大きな変化はなかった。加えて、国際的な会計基準への調和の結果、現在、会計上の資本構成における変化がみられる。

まず、会社法制定による会社実務への影響であるが、調査対象/期間のうち、資本剰余金を原資とする配当が行われた企業数は 87 社であった。その内容を分析したところ、最も多かったのが①業績の悪化・低迷に関わらず配当を維持することを目的とした会社であり、52 社であった。次に、②株式移転・株式交換等の組織再編が直接・間接の原因とみられる会社が 18 社、③優先株式の条項を順守する為にその他資本剰余金を原資として配当を実施したと見られる会社が 12 社であった。

これらの結果から、資本取引と利益取引を区分するという考え方が実務においても崩れていること、さらに、新しい法制度（組織再編を含む）により、従来の会計的枠組みに入らない取引が生まれており、結果としてその弊害を埋めるために資本取引と利益取引を明確に区分しない方法がとられるようになったということが検証できた。

つぎに、国際的な会計基準の調和化の影響であるが、現在の米国会計基準、国際財務報告基準、日本基準について、ストックの次元での拠出資本と留保利益の区分についての問題点は、以下の 4 つに分類されると考察した。

① 資本取引の要素を、留保利益を含む株主持分のストックにどう反映させるかという問題。

② 負債性取引か資本性取引かの区分が曖昧な取引を、持分株主のストックにどう反映させるかという問題。

③ 取引フローの分類の問題。

④ 「その他の包括利益累計額」の問題。

これらの比較検討の結果、純資産としてのストックを拠出資本と留保利益（特に資本剰余金と利益剰余金）へ明確に分けるという従来の会計原則的な考え方は、もはや優先的な考え方ではないことがわかった。株式投資家の視点が強調されることにより、負債と純資産（ストック）の区分がより重視されており、現状においてそれぞれの基準では、新しい取引等に対応するための多様性がみられる事、逆に、純資産にはこれらの処理から発生する行き場のない項目が含まれることもあり、純資産内部における分類はもはや会計上は深い意味を持たされていないということ等が考察された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 8 件）

- ① 柴健次「期間損益と時点評価の関連付けの理論問題」『財務会計研究』財務会計研究学会、第 6 号、2013、25-41 頁、査読あり。
- ② 三島徹也「資本制度の歴史的考察—昭和 25 年商法改正を中心として—」『現代社会と会計』、第 7 号、2013、113-127 頁、査読なし。
- ③ 三島徹也「資本制度および剰余金の配当

規制に関する一考察—ドイツ法における最低資本金および出資の払戻し規制を参考として—『現代社会と会計』、第6号、2012、21-31頁、査読なし。

- ④ 正司素子「資本剰余金を原資とする配当の実態調査」『現代社会と会計』、第6号、2012、51-61頁、査読なし。
- ⑤ 柴健次「日本の会計制度の着地点 経営者会計と投資家会計の融合」『会計』第179巻第5号、2011、1-15頁、査読なし。
- ⑥ 柴健次「拡大する情報要求の増大への対応の促進」『現代監査』第21号、2011、84-92頁、査読あり。
- ⑦ 三島徹也「会社分割における債権者保護—会社法22条の類推適用を中心として—」『現代社会と会計』、第5号、2011、171-185頁、査読なし。
- ⑧ 柴健次「新規会計需要の挑戦を受ける会計学」『会計』森山書店、第177巻第1号、2010、36-47頁、査読なし。

[学会発表] (計5件)

- ① 柴健次他「IFRSの会計教育の研究」(スタディ・グループ最終報告) 日本会計研究学会第71回全国大会(一橋大学) 2012年8月31日。
- ② 柴健次、鈴木忠雄、中島真澄「情報開示の数理的アプローチと環境安全マネジメントにおける監視機構設立への応用」日本ディスクロージャー研究学会第4回研究大会自由論題報告、日本大学、2012年1月8日。
- ③ 柴健次「期間損益と時点評価の関連付けについての悩み」財務会計研究学会研究大会、南山大学、2011年11月23日。
- ④ 三島徹也「会社法上の手続きを欠く取引

と無効の主張権者」民商事法研究学会、大阪経済大学、2011年2月5日

- ⑤ 柴健次「拡大する情報要求への対応の促進」日本監査研究学会第33回西日本部会統一論題報告、同志社大学、2010年7月3日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柴 健次 (Shiba kenji)
関西大学・会計研究科・教授
研究者番号：40154231

(2) 研究分担者

三島 徹也 (Mishima Tetsuya)
関西大学・会計研究科・教授
研究者番号：70309342

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

正司 素子 (Shoji Motoko)
関西大学・会計研究科・非常勤講師
研究者番号：
(H22 から H23 は研究分担者)